

CVRI Report Vol.5

2006 / 3 / 29

ストックオプションの費用処理について考える(2)

それではストック・オプションの公正評価単価はどのように計算されるのでしょうか？

ストック・オプション等に関する会計基準(企業会計基準第 8 号)では、「公正な評価単価は、一義的には、市場において形成されている取引価格であり、本来、ストック・オプションの公正な評価単価の算定についても、市場価格が観察できる限り、これによるものと考えられる。しかし、ストック・オプションに関しては、通常、市場価格が観察できないため、株式オプションの合理的な価格算定のために広く受け入れられている、株式オプション価格算定モデル等の算定技法を利用して公正な評価単価を見積もることとした」と解説しています。また、市場関係者の間で広く受け入れられている「株式オプション価格算定モデル」として、例えばブラック・ショールズ式や二項モデル等が考えられるとしています。

また「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 11 号)(以下「適用指針」)では、採用することができる株式オプションの算定技法が満たすべき条件として次の事項をあげています。

- (1) 確立された理論を基礎としており、実務で広く適用されていること
- (2) 権利確定の見込数(すなわちストック・オプションの付与数から失効の見込み数を差し引いた数)に関するものを除き、算定の対象となるストック・オプションの主要な特性をすべて反映していること。

ストック・オプションの特性は次のように整理することができる。

1. 株式オプションに共通する特性
2. ストック・オプションに共通する特性
3. 算定対象である個々のストック・オプションに固有の特性

このうち、3.に属する特性の多くは、ストック・オプションの失効に見込数に関するものである。

本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意をはらい、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。株式会社企業価値総合研究所では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

Copyright (C) CVRI. All Rights Reserved.

またストック・オプションの公正な評価単価の算定に用いる技法に、株式オプションに共通する特性を反映するためには、使用する算定技法において少なくとも次の基礎数値を考慮する必要があるとされています。

- (1) オプションの行使価格
- (2) オプションの満期までの期間
- (3) 算定時点における株価(算定時点は付与日または条件変更日)
- (4) 株価変動性
- (5) (2)の期間における配当額
- (6) 無リスクの利子率(割引率)

なお、株価変動率及び配当額については、将来の予想値に関する最善の見積値である点に留意する必要があります。